

第5号議案

広島市現代美術館の博物館登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館登録原簿に登録することについて提案します。

平成26年2月7日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 提案の要旨

広島市現代美術館を、広島県教育委員会の博物館登録原簿に登録する。

2 登録事項

設置者の名称及び住所	広島市 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
博物館の名称	広島市現代美術館
博物館の所在地	広島市南区比治山公園1番1号
登録番号	第30号

3 登録する理由

広島市教育委員会から申請のあった広島市現代美術館について、書面調査及び実地調査を行った結果、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第12条及び博物館の登録審査基準要項に規定する登録の要件を備えていると認められるため。

4 登録年月日

平成26年 月 日（議決の日）

5 根拠規定

博物館法

(登録)

第 10 条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録要件の審査)

第 12 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

広島市現代美術館の博物館登録について

登録の要件		広島市現代美術館の状況			適否												
博物館法第12条	博物館の登録審査基準要項(平成16年7月29日施行)																
1 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。	<p>1 博物館資料は、質量ともに県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するに足るものであって、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。</p> <p>2 資料は、実物であることを原則とすること。ただし、実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。</p> <p>3 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によって収集されたものであること。ただし、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。</p> <p>4 必要な図書、図表等を有すること。</p>	<p>◆博物館資料 (点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>点数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収蔵作品</td> <td>1,581</td> <td>購入(684), 寄贈(577), 制作委託(172), 寄託(148)</td> </tr> <tr> <td>その他美術資料</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他備品</td> <td>751</td> <td>模型(2), ビデオテープ(231), ビデオディスク(3), DVD(10), 図書(505)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆主として第二次世界大戦以降の現代美術の流れを示すのに重要な作品、ヒロシマと現代美術の関連を示す優れた作品、将来性ある若手作家の優れた作品の3点を収集方針に掲げ、国内外の作品収集に努めている。</p> <p>◆市内の小学生等を招待する事業の実施、子供向けのガイドブックの作成や子供向けの作品解説の実施など、教育的配慮が払われている。</p>			内訳	点数	備考	収蔵作品	1,581	購入(684), 寄贈(577), 制作委託(172), 寄託(148)	その他美術資料	3		その他備品	751	模型(2), ビデオテープ(231), ビデオディスク(3), DVD(10), 図書(505)	適
		内訳	点数	備考													
収蔵作品	1,581	購入(684), 寄贈(577), 制作委託(172), 寄託(148)															
その他美術資料	3																
その他備品	751	模型(2), ビデオテープ(231), ビデオディスク(3), DVD(10), 図書(505)															
2 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。	館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。	<p>◆職員</p> <p>館長 1名 学芸員 8名(館長を含む) その他職員 9名</p>			適												
3 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。	博物館、美術館にあつては、およそ165㎡以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。	<p>◆敷地面積 7,500㎡ ◆延床面積 9,290.94㎡</p> <p>展示室、収蔵庫、事務室などが配置され、資料の収集・保管、公開・展示、調査研究、教育事業ができる施設内容となっている。</p>			適												
4 1年を通じて150日以上開館すること。	開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。	<p>◆開館日数及び入館者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開館日数(日)</th> <th>入館者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>308</td> <td>106,439</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>305</td> <td>148,160</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>308</td> <td>135,996</td> </tr> </tbody> </table>			年度	開館日数(日)	入館者数(人)	平成22年度	308	106,439	平成23年度	305	148,160	平成24年度	308	135,996	適
年度	開館日数(日)	入館者数(人)															
平成22年度	308	106,439															
平成23年度	305	148,160															
平成24年度	308	135,996															

博物館法第2条第1項に規定する目的：歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすること